

センター名称		第2育秀苑	桜台	豊玉	練馬
I	運営方針				
	運営方針	保健・医療・福祉サービスが総合的に受けられるように、関係行政機関、サービス実施機関等と連携・連絡調整等を取り、区民の方が安心して暮らしていけるように支援する。	「高齢者の尊厳を大切にする。自立と自己決定を尊重する。高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する」の理念を踏まえて、一人の問題も見逃さない支援をしていく。	地域の特性を生かし、地域団体や関係機関との連携・協働を進め、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、切れ目のないサービス提供体制の構築を行う中核機関として運営を行う。	地域の特性を生かし、地域団体や関係機関との連携・協働を進め、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、切れ目のないサービス提供体制の構築を行う中核機関として運営を行う。
II	組織運営体制				
	(3) 区および他センターとの連携	定期的な連絡会で情報の共有や検討事項、問題点について意見交換を行っていく。また、各専門職で職種会を行い情報共有・専門性の向上を図る。	個別事例や相談支援困難な事例についても協働し対応するために定期的な圏域連絡会で意見交換を行い、報告・連絡・相談を深めていく。	圏域を面としてとらえ、包括的な連携を行う。また、圏域連絡会などを通じ職種間での情報共有やそれぞれの地域特性に合わせた課題解決を検討し、連携する。	圏域を面としてとらえ、包括的な連携を行う。また、圏域連絡会などを通じ職種間での情報共有やそれぞれの地域特性に合わせた課題解決を検討し、連携する。
	(6) 感染症や災害への対応力強化の取組み	併設の特別養護老人ホーム・訪問介護と連携して定期的に避難訓練を行う。また、感染症、防災に係る委員会に適宜出席し、感染症対策や非常災害時等の情報共有を図る。	定期的な避難訓練等に参加するとともに、防災・災害等に関する研修会にも積極的に参加する。また、感染症に係る委員会に参加し、感染症対策の情報共有を図る。	新型コロナウイルスを含む感染症予防対策として、法人の「感染症対応指針」「感染症対応マニュアル」に基づき、蔓延防止のための行動を徹底する。	新型コロナウイルスを含む感染症予防対策として、法人の「感染症対応指針」「感染症対応マニュアル」に基づき、蔓延防止のための行動を徹底する。
III	各事業の実施方針				
	1 包括的支援事業				
	(1) 総合相談支援業務 ①総合相談支援	総合相談窓口の周知を、町会・自治会、商店会、住民主体の活動、民生・児童委員、医療機関、家族会など高齢者やその家族等に対して、継続的に行っていく。	高齢者の生活の支障や課題について適切な制度へと繋げて行き、相談が解決した後も経過を確認しながら切れ目なく相談支援が行えるようにしていく。	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていけるよう、地域のワンストップの相談拠点として機能し、適切な制度や機関・サービスなどに繋ぐ。	地域の相談窓口としてワンストップで対応。多くの支援を必要とする人に対し、多職種の意見を支援に活かしたチームアプローチを実践する。
	(2) 権利擁護業務 ①高齢者虐待への対応	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、48時間以内(可能な限り24時間以内)に事実確認を実施し、高齢者虐待の早期発見に努める。	総合福祉事務所や保健所等と緊密に連携し、ケース検討会やコアメンバー会議を踏まえて支援方針を決定していく。	地域の居宅介護支援事業所等に向けて、虐待の視点を伝え、早期発見に繋げる。また、職員は高齢者虐待に関する研修を受講し、虐待の早期発見に努める。	高齢者の権利を守るため、高齢者虐待に関する研修を職員が受講し、適切な対応方法を学ぶ。
	(3) 包括的継続的ケアマネジメント支援業務 ②介護支援専門員への支援	地域の主任介護支援専門員と共に、介護支援専門員が抱える課題に対して、ケース対応を通じて自らの課題解決ができるように継続的に支援する。	介護支援専門員のバーンアウトを防ぐために顔の見える関係を構築し、相談を持ちかけることが容易に思える関係性づくりを行っていく。	地域の介護支援専門員が抱える、多くの支援が必要な事例について、同行訪問や地域ケア個別会議、カンファレンスなどを通じて後方支援を行う。	練馬区主任介護支援専門員協議会活動への参画や研修受講、地域の介護支援専門員に対する人材育成に積極的に取り組む。
	2 地域ケア会議				
	(2) 地域ケアセンター会議の開催	地域ケア個別会議と地域ケア予防会議で抽出された地域課題等に対して、地域の関係者で地域資源の開発や地域づくりを目的とする話し合いを行う。会議録にて共有する。	高齢者被害や個別事例から地域課題について解決のための意見交換・話し合いを行う。開催報告を行うことで課題と実践を可視化し、地域の発展を目標としていく。	地域の町会・自治会、民生・児童委員等へ働きかけ、地域ケアセンター会議を年2回開催。開催結果については文書等で報告を行い、内容の共有を図る。	勉強会やグループワークを通じ、地域包括支援ネットワークの深化と地域課題の共有を図る。
	3 在宅医療・介護連携の推進				
	(2) 地域の医療資源の把握と連携強化	地域の医療機関との連携を強化していくため、個々の医療機関への訪問等を行い、地域包括支援センターの周知を行っていく。	地域の医療機関との連携を強化していくため、個々の医療機関への訪問等を行い、地域包括支援センターの周知を行っていく。	地域の医療機関等が開催する勉強会・オレンジカフェに参加し、連携の強化を図る。圏域のセンターと協働し、地域の事業者を対象に医療介護連携連絡会を開催する。	地域の専門医、訪問診療と医療機関ごとに対応できる検査などの情報を更新し、地域の医療資源の把握および連携強化を図る。
	4 認知症施策の総合支援				
	(1) 認知症に関する相談支援	本人や家族の安心した生活を支援するため、もの忘れ検診後の結果に応じて、専門医療機関への受診や介護予防事業等の支援につなぐ。	定期的なオレンジカフェを開催し、認知症の理解を深め、対応の方法や家族の思いなど気軽に相談できる場を作っていく。	もの忘れ検診事業の対象者に対し、必要に応じて健康長寿チェックシートを実施する。また、区より提供される健診結果に基づき、検診受診者に対して相談支援を行う。	認知症になってもその人の有する能力を活かせるよう、認知症初期の受診や生活環境の整備、家族支援(認知症の理解と本人への関わり方など)を行う。
	5 生活支援体制整備				
	(2) 資源開発	地域の方の「やりたい、やってみたい、あったらいいな」の意向を引き出し、地域の情報と繋げながら意向が実現できるように後方支援を行っていく。	街かどケアカフェさくらを活動の場として提供するとともに、元気高齢者の方々や認知症サポーター修了者等の情報交換の場となるように努める。	地域ケアセンター会議等の実施を通じて、担当区域の地域団体の活動支援や、不足する生活支援サービスの創出に努める。	地域ケアセンター会議等で、地域特性、社会資源、地域課題を協議、共有し、地域に不足する生活支援サービスの創出に努める。
	6 ひとり暮らし高齢者等訪問支援				
	(1) 地域のひとり暮らし高齢者等の訪問支援	区の名簿を基に、実態の把握、趣味・関心を引き出して地域の活動の情報提供、健康促進や介護予防等、個々の状況に応じて支援を行っていく。	区から提供を受けた訪問支援対象者リストや、地域の関係機関からいただいた情報等を基に高齢者宅を訪問し、実態把握を行う。	対象者宅に訪問し地域包括支援センターの周知を行う。事業の紹介をするとともにアセスメントを行い、必要に応じて適切なサービスを紹介する。	訪問時に高齢者の住む地域の環境などを確認し、地域特性や地域の社会資源の情報を収集し、地域アセスメントを行う。

センター名称		練馬区役所	中村橋
I	運営方針		
	運営方針	地域の特性を生かし、地域団体や関係機関との連携・協働を進め、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、切れ目のないサービス提供体制の構築を行う中核機関として運営を行う。	「地域に暮らすご利用者ひとり一人のその方らしい暮らしを大切にする」をモットーに、地域包括ケアシステムの確立を目指し、中核機関としてのセンターを認識し運営にあたる。
II	組織運営体制		
	(3) 区および他センターとの連携	圏域を面としてとらえ、包括的な連携を行う。また、圏域連絡会などを通じ職種間での情報共有やそれぞれの地域特性に合わせた課題解決を検討し、連携する。	職種ごとの会議体やそれに伴う業務の分担、特に持ち回り任務等への積極的な姿勢をもち、他センターとの協働に及ぶ部分はしっかりと責任を果たす。
	(6) 感染症や災害への対応力強化の取組み	新型コロナウイルスを含む感染症予防対策として、法人の「感染症対応指針」「感染症対応マニュアル」に基づき、蔓延防止のための行動を徹底する。	「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に沿って感染症対策を講じるとともに、職員をニチーム制に編成し、半数の職員でも業務継続可能であるよう、配慮している。
III	各事業の実施方針		
	1 包括的支援事業		
	(1) 総合相談支援業務 ①総合相談支援	区役所内に設置されているという事業所特性がある。担当地域外の高齢者からの相談に対しても、制度についての説明や必要な機関の紹介等適切に対応を行う。	緊急レベルの低いケースにおいても適切な支援を行うことができるよう、「総合相談対応リスト」を作成し、毎月確認作業を行うことで見落としを予防する。
	(2) 権利擁護業務 ①高齢者虐待への対応	関係機関と連携しながら継続的にモニタリング・評価を行い、高齢者の生活が安定するまでの支援を行う。	初期対応としての事実確認は48時間以内、可能な限り24時間以内とし、対応にあたっては、三職種でのチームで協働する。
	(3) 包括的継続的ケアマネジメント支援業務 ②介護支援専門員への支援	地域包括ケアシステムの確立に向け、地域の介護支援専門員との勉強会を計画的に開催し、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う。	地域の介護支援専門員の日常的業務のなかで、相談対応は随時行う。必要に応じ同行訪問やサービス担当者会議への参加で、多職種連携を踏まえて実施する。
	2 地域ケア会議		
	(2) 地域ケアセンター会議の開催	事業計画の説明や事業報告を行なうとともに、地域ケア個別会議で抽出された地域課題についてその解決に向けての話し合いを行う場とする。	開催結果の共有については、いただいた意見を集計、分析し、その結果報告を参加者全員に配布する。テーマについて話し合いの継続について意見を聞くこととする。
	3 在宅医療・介護連携の推進		
	(2) 地域の医療資源の把握と連携強化	震災時における医療の確保などをテーマに社会資源の確認を行い、震災時事業継続計画の整理を行う。	担当地域の医療資源については、リストを作成し、随時更新をして窓口相談等の情報提供に活用する。
	4 認知症施策の総合支援		
	(1) 認知症に関する相談支援	認知症専門医・サポート医による医療的な所見・助言を必要とする人については、認知症初期集中支援推進事業対象者としてチーム員による支援を実施する。	もの忘れ検診事業への対応として、検診対象者に対して必要に応じてチェックリストの実施や検診に関する相談支援等のサポートを行う。
	5 生活支援体制整備		
	(2) 資源開発	地域特性に合わせた地域包括支援ネットワークを構築。個別の支援の中から、不足している資源情報を収集し、必要と考えられる資源の開発に努める。	年間を通じて地域ケア会議の実施により、担当地域内に存在する地域団体の活動支援を行う。また、不足する生活支援サービスを把握し、その創出等に協力する。
	6 ひとり暮らし高齢者等訪問支援		
	(1) 地域のひとり暮らし高齢者等の訪問支援	老人クラブや町会・自治会、集合住宅の管理組合・コンビニエンスストア・薬局などへの事業周知を行い、訪問活動がスムーズに行えるようにする。	今年度は、抽出された健康状態不明者の訪問に、高齢者保健指導専門員からの要請に応じ、積極的に協力、同行する。